

親権者変更の調停が成立したら

親権者変更の調停が成立した場合には、市区町村役場に親権者変更の届出をしてください。親権者変更届を出すことにより、子どもの戸籍に親権者変更の記載がされます。

親権者変更の届出

- 届出義務者 届出時に親権者である者
- 届出期間 調停成立の日から**10日以内**(調停成立の日を1日目と数える)
- ※正当な理由なく期間内に届出をしないときは、過料の制裁を受けることがあります。
- 届出場所 市区町村役場
- 添付書類 調停調書謄本 後に郵送します。

子どもの戸籍及び氏について

親権者が変更されても、手続きをしなければ子どもの戸籍は移動しません。子どもの戸籍を自分の戸籍に移したい場合には、家庭裁判所に「子の氏の変更許可の申立て」をし、その許可を得て、市区町村役場に入籍届を出す必要があります。

子の氏の変更許可の申立て

- 申立先 子どもの住所地の家庭裁判所
- 申立人 申立人は子どもですが、子どもが15歳未満のときは、その法定代理人(親権者(共同親権の場合は、原則として父母双方))が代理して手続きを行ってください。
※ なお、申立て手続きを行う方の印鑑(認め印で可)が必要です。
- 申立用紙 全国の家裁判所の受付窓口にて定型用紙を備え置いてあります。また、裁判所のウェブサイトから入手できます。

裁判所のウェブサイト



「6. 申立書の書式及び記載例」から書式及び記載例をダウンロードできます。

- 申立費用 収入印紙(子ども1人につき)800円
郵便切手(具体的な額は申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。)
- 添付書類 ①子どもの戸籍謄本(全部事項証明書)
②父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)
※ ①については、親権者変更した旨の記載のあるものが必要です。親権者変更届を出してから、戸籍の記入が完了するまでに多少時間がかかることがあります。詳しいことは、市区町村役場の戸籍事務担当者にお問い合わせください。
※ 同じ書類は1通で足りません。
※ 審理のため必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。